

# 審査TFにおける取組の報告

---

令和8年3月19日

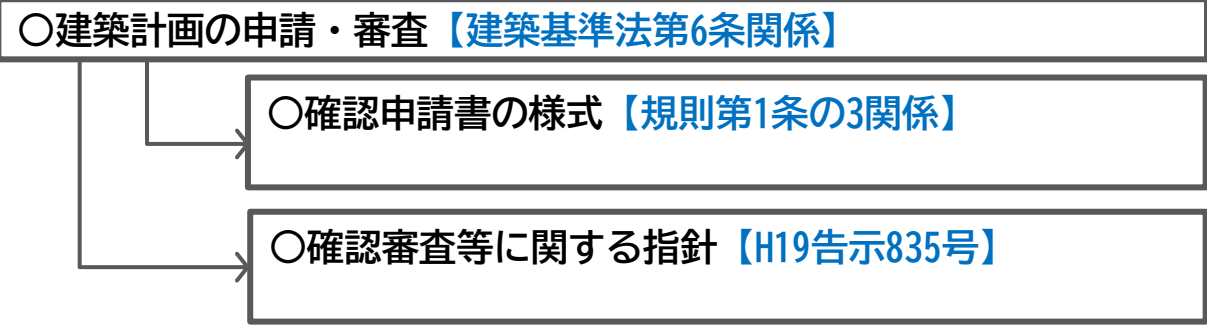
# I. 「BIM図面審査」の実施に向けた 環境整備の取組

1. 「BIM図面審査」の開始に向けた成果
2. 2025年度 作業フロー（案）
3. 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（初版）
4. BIM図面審査 申請・審査マニュアル（初版）
5. BIM図面審査における入出力基準の解説（初版）公表に向けて
6. ICBA確認申請用CDEの構築、利用開始に向けた取組
7. サンプルモデル追加、改良
8. 設計者向けのBIM図面審査説明資料

# 1. 「BIM図面審査」の開始に向けた成果

## ■ ガイドライン・マニュアル、各種ツールの位置づけ

国  
交  
省



**建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン[イ-1]**

➢ BIM図面審査の概要、入出力基準及び申告書、審査環境、申請・審査の手順、留意事項を示したもの

別紙 (実施ツール)

- BIM図面審査における入出力基準**  
・ BIM図面審査で用いる、BIMデータの作成等に関する基準
- BIM図面審査における入出力基準適合誓約書**  
・ BIM図面審査で用いる、入出力基準に従い図書の作成等を行ったことについて、設計者が申告を行う書類
- BIM図面審査における確認申請図書表現標準**  
・ BIM由来のPDF図書について使用を推奨する図表現の標準

●規則を改正  
BIM図面審査で必要となる図書等の位置づけ等

●告示を改正  
BIM図面審査で、一定の要件を満たす場合は、一部「整合性確認」が省略できること等の追記

●課長通知 (技術的助言)  
➢ 改正主旨、ポイント  
➢ ガイドライン等の位置づけ、説明

(技術的助言でこの関係性を記述)

(参考テンプレートの位置づけをガイドラインに記述)

支援ツール (部会・関係団体等が公開)

- 参考テンプレート
- サンプルモデル等
- ソフトウェアごとの用語読み替え表
- 設計者向けのBIM図面審査説明資料

(申請・審査の考え方をガイドラインから引用)

**BIM図面審査 申請・審査マニュアル**  
・ 申請・審査の手順等を示したもの

**ICBA確認申請用 CDEに関する 手順書**

**BIM図面審査における入出力基準の解説**  
・ 入出力基準を解説したもの

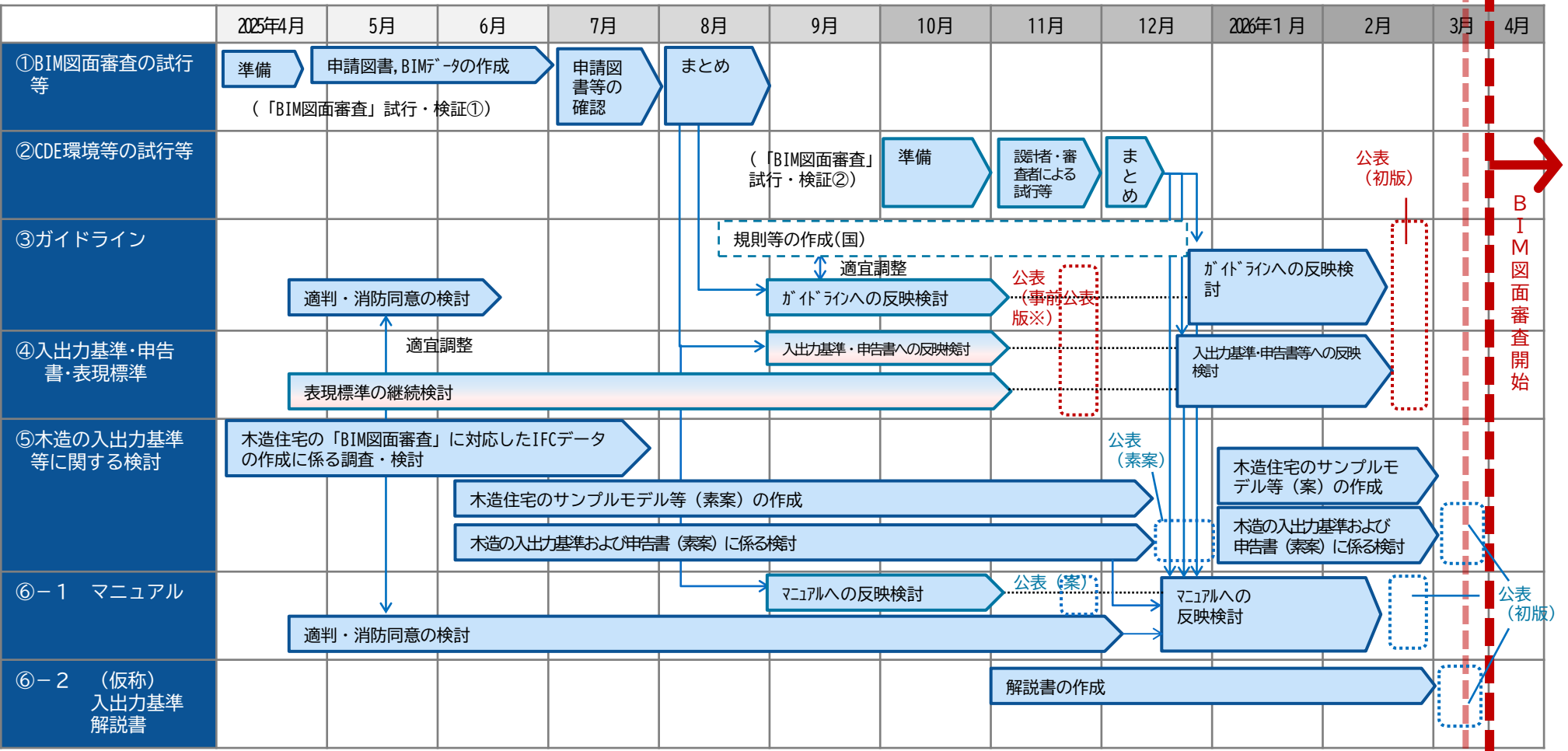
# 2. 2025年度 作業フロー

## ■ガイドライン・マニュアル関連

▼ 10/29

▼ 12/10

▼ 3/19



- 部会2
- 部会3
- 部会5
- ICBA

※表現標準については、12月10日時点で事前公表版の公開に向け準備中

年度の成果のとりまとめ・報告書作成

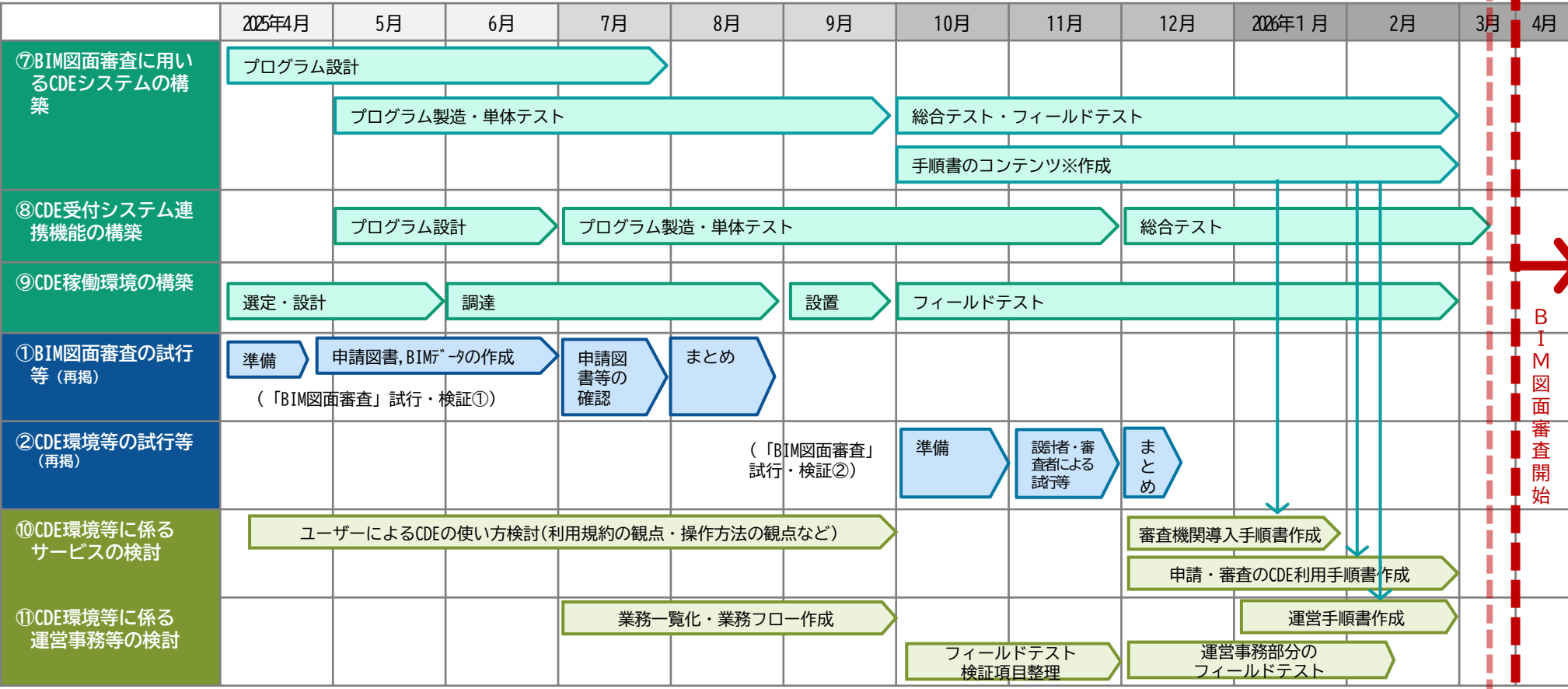
# 2. 2025年度 作業フロー

## ■ ICBA確認申請用CDE関連

▼ 10/29

▼ 12/10

▼ 3/19



BIM図面審査開始

※コンテンツは以下の3種  
①一般ユーザー用、②サイト管理者用、③CDEシステム管理・運営者用

年度の成果のとりまとめ・報告書作成

- 部会2
- 部会3
- 部会5
- ICBA

# 2. 2025年度 作業フロー

## ■支援ツール関連

▼ 10/29

▼ 12/10

▼ 3/19

	2025年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2026年1月	2月	3月	4月
⑫RC庁舎サンプルモデルの新規公開 (当緯BIMモデルを基に作成)	Revit版				▽公開								
	Archicad 版						▽公開						
⑬参考テンプレート等の改良等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロールプレイ1で判明した課題等への対応</li> <li>・実務上、申告にかかる労力と効果のバランスを考慮</li> </ul>				テンプレート等の改良・整備								
⑭構造計算書と整合したサンプルモデルの作成 (既公開モデルの調整)	構造計算書の作成 (メインフレーム)				モデルの調整								
⑮新たな支援ツールの作成 (申告書記入例の作成)	申告書記入例の作成		(意見収集等)		修正								
(設計者向け説明資料)					設計者向け説明資料の作成								

BIM図面審査開始

年度の成果の  
とりまとめ  
報告書作成

- 部会2
- 部会3
- 部会5
- ICBA



# 3. 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（初版）

## ■建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン

- 「BIM図面審査試行・検証」の検証結果等を踏まえて、事前公表版を加筆・修正し、2026年2月に「建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（初版）」を公表した。（事前公表版からの変更点については、国交省：建築BIM推進会議HPを参照。）
- さらに、建築基準法施行規則、確認審査等に関する指針の改正に対応するため「申告」を「誓約」に修正したものを、3月23日に公表する予定である。

目次

- 1 はじめに..... 1
  - 1-1 背景..... 1
  - 1-2 ガイドラインの目的..... 2
  - 1-3 用語の定義..... 2
  - 1-4 適用範囲..... 4
- 2 BIM図面審査の概要..... 5
  - 2-1 BIM図面審査の定義..... 5
    - (1) 提出物..... 5
    - (2) 申請及び審査の手順..... 5
    - (3) 審査環境..... 5
    - (4) 審査の範囲..... 5
    - (5) 整合性確認の省略..... 6
  - 2-2 BIM図面審査の効果..... 6
- 3 BIM図面審査における入出力基準、BIM図面審査における入出力基準適合誓約書及び確認申請図書表現標準..... 7
  - 3-1 BIM図面審査における入出力基準..... 7
  - 3-2 BIM図面審査における入出力基準適合誓約書..... 7
  - 3-3 BIM図面審査における確認申請図書表現標準..... 7
- 4 審査環境..... 8
  - BIM図面審査の審査環境について..... 8
- 5 申請及び審査の手順..... 9
  - STEP 1 申請図書作成～申請..... 9
    - 確認申請書様式作成・提出..... 9
    - 申請図書（図面）作成・提出..... 9
    - 誓約書の作成・提出..... 9
  - STEP 2 仮受付..... 9
    - 審査、指摘事項の送付、図書の補正等..... 9
  - STEP 3 受付・指摘対応..... 9
    - 受付..... 9
    - 審査..... 10
    - 審査結果の連絡・指摘事項の送付（補正等を求める書面の交付）..... 10
    - 図書の補正等..... 10
  - STEP 4 適合性判定..... 10
    - 適合性判定..... 10
  - STEP 5 消防同意・確認済証交付・図書保存..... 11

1-2 ガイドラインの目的  
本ガイドラインは、建築確認における「BIM図面審査」の方法・手順等について示すことを目的とする。

1-3 用語の定義  
**BIM (Building Information Modelling)**  
コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなど、建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルを構築するものをいう。

**BIMモデル**  
コンピュータ上に作成した主に3次元の形状情報に加え、室などの名称・面積、材料・部材の仕様・性能、仕上げなどの建築物の属性情報を併せ持つ建築物情報モデルをいう。

**BIMデータ**  
BIMモデルに加え、BIMソフトウェア上でBIMモデルから作成した図書情報や2Dによる加筆（2次元加筆）も含めた全体の情報をいう。

**BIMソフトウェア**  
BIMデータを作成するためのソフトウェアをいう。

**3Dモデル**  
縦・横・高さの3次元座標で、仮想的に3次元形状を表すモデルをいう。

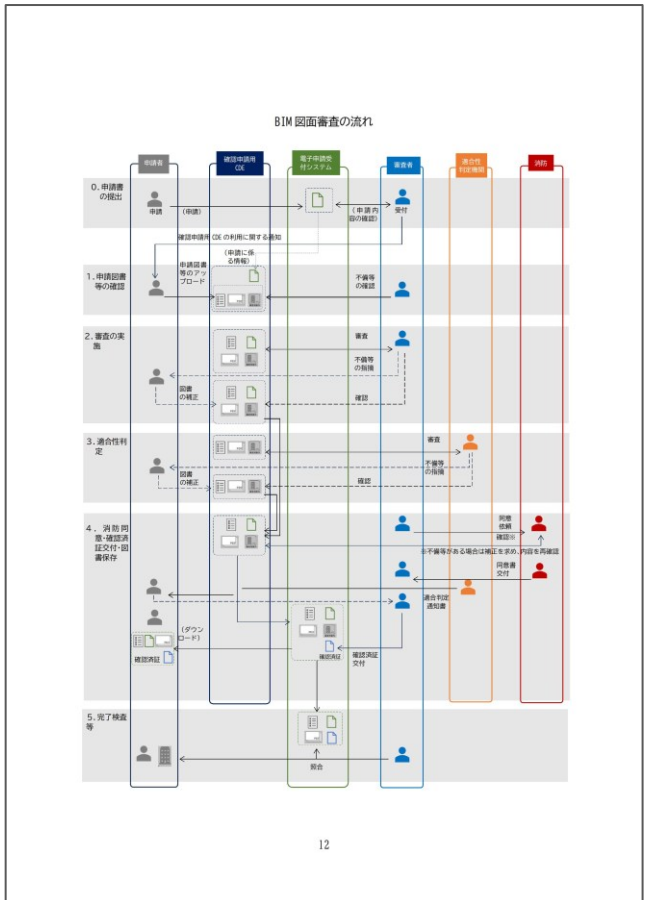
**2次元加筆**  
CADやBIMソフトウェアの2Dツールなどを用いて2次元で表現することをいう。

**CDE (Common Data Environment)**  
建築生産ライフサイクルにおいて設計・施工・製造・運用・維持管理などの各段階の関係者が、設計・施工情報（2次元、3次元、その他関連情報）を共有し受け渡すための手続きや環境をいう。

**ICBA 確認申請用 CDE**  
BIM図面審査に用いるCDE（以下「確認申請用CDE」という。）のうち、国の支援により開発され、一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）により管理される確認申請用CDEをいう。

**ICBA 電子申請受付システム**  
一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）により整備された電子申請受付システムをいう。

**IFC (Industry Foundation Classes)**  
buildingSMART International® が策定する、建築業界のBIMに関する標準化されたデジタル記述のオープンな国際規格のファイルフォーマットをいう。  
※建築業界におけるデータの共有化及び相互運用を目的とし、IFCの策定や標準化活動を行う国際団体。  
<https://www.buildingsmart.org/>



# 3. 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（初版）

## 別紙1：BIM図面審査における入出力基準

- 「BIM図面審査試行・検証」の検証結果等を踏まえて、事前公表版を加筆・修正し、2026年2月に「BIM図面審査における入出力基準（初版）」を公表した。（事前公表版からの変更点については、国交省：建築BIM推進会議HPを参照。）
- さらに、建築基準法施行規則、確認審査等に関する指針の改正に対応するため「申告」を「誓約」に修正し、2024年12月に公表した素案を加筆・修正した木造（軸組工法・枠組壁工法）の基準を初版として追加し、3月23日に公表する予定である。

別紙1

目次

- 1 はじめに..... 1
  - 1-1 用語の定義..... 1
  - 1-2 入出力基準の概要..... 2
- 2 入出力基準（総則）..... 3
  - 2-1 入出力方法に関する基準..... 3
    - 2-1-1 総則..... 3
    - 2-1-2 禁止事項..... 3
    - 2-1-3 BIMソフトウェアの拡張機能..... 4
  - 2-2 PDF形式の図書およびIFCデータの書き出し方法に関する基準..... 4
    - 2-2-1 PDF形式の図書データへの変換方法及びPDFデータに関する基準..... 4
    - 2-2-2 IFCデータへの変換方法及びIFCデータに関する基準..... 4
- 3 入出力基準（意匠・構造・設備分野ごとの基準）..... 5
  - 3-1 意匠分野..... 5
    - 3-1-1 意匠分野の入出力基準..... 5
  - 3-2 構造分野..... 12
    - 3-2-1 共通事項..... 12
    - 3-2-2 構造分野の入出力基準..... 14
  - 3-3 設備分野..... 24
    - 3-3-1 共通事項..... 24
    - 3-3-2 機械設備分野の入出力基準..... 26
    - 3-3-3 電気設備分野の入出力基準..... 29

別紙1

### 2 入出力基準（総則）

#### 2-1 入出力方法に関する基準

##### 2-1-1 総則

BIM図面審査で用いるBIMデータの作成（入出力）のための「形状」「属性」「計算」に関する基準は、「2-1 入出力方法に関する基準」及び「3. 入出力基準（意匠・構造・設備分野ごとの基準）」に定める。当該基準に従っていない図書の記載事項については、「入出力基準に従い作成した明示すべき事項等」として誓約することはできない。

各基準に従ってBIMデータを作成（入出力）するために用いるオブジェクトは、以下を満たすものとする。なお入出力基準における「オブジェクト」の名称には、代表的なBIMソフトウェアで用いられる分類（種別）に基づく名称を用いるが、BIMソフトウェアによってその分類（種別）又は名称が異なる場合があることに留意されたい。

(ア) 入力した形状情報（位置及び形状）と2次元へ出力（表示）された形状の図表現（位置及び形状）が整合すること

(イ) 各基準に従うために必要な属性情報の入出力ができ、入力した属性情報と出力（表記）された数値や文字情報、凡例の意味内容が整合すること

・「形状」に関する各基準に従って入出力された表示（形状が同一の表示）については、複数の図書間で線種の違いや縮尺の違いによる図表現の違いがある場合でも、入出力基準に適合しているものと判断する。

・「属性」「計算」に関する各基準に従って入出力された表記（数値が同一、又は文字情報の意味内容が同一の表記）については、複数の図書間で文字の大きさやフォント、表記位置の違いがあっても、入出力基準に適合しているものと判断する。

##### 2-1-2 禁止事項

以下の（ア）～（キ）を行った項目については、BIM図面審査において「入出力基準に従い作成した明示すべき事項等」として誓約することはできない。

<記載事項の整合性が確保されないオブジェクトの使用等>

(ア) 形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

(イ) 形状・属性情報と表示（図表現）・表記が整合しないオブジェクトを使用すること

<値の変更等>

(ウ) 属性情報から表記された寸法値・数値の変更を行うこと

(エ) BIMの機能により算出された寸法値・数値の変更を行うこと

(オ) BIMの機能によりオブジェクトの情報をを用いた計算を行う際に、計算式・計算結果の変更を行うこと

3

別紙1

### 3 入出力基準（意匠・構造・設備分野ごとの基準）

#### 3-1 意匠分野

##### 3-1-1 意匠分野の入出力基準

意匠分野の入出力基準は、以下の通り定める。

##### 3-1-1-1 敷地関係

###### 意001 敷地境界線

<形状>

①位置及び形状

・敷地境界線の位置及び形状は、敷地境界線オブジェクトを用いて入力し、表示する。

<計算>

②各辺の長さ

・敷地境界線の各辺の長さは、敷地境界線オブジェクトを用いて算出し、表記する。

<計算>

③敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式

・敷地面積並びに当該敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する。

- 敷地面積の求積に用いる範囲は、領域を示すオブジェクトを用いてその境界が令第2条第1項第一号に適合するよう入力し、表示する。
- 領域を示すオブジェクトには、領域を特定するための符号を属性情報として入力し、表記する。
- 領域の面積の値は、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出し、符号とともに表記する。
- 敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式は、当該領域を示すオブジェクトの形状からその部分の長さを算出し表記する。又は当該領域を示すオブジェクトと連動した長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し表記する。
- 敷地面積は、オブジェクトの情報を集計して表形式で出力する機能（集計ツール）を用いて、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出された領域の面積の複数の値を計算して合計し、その結果を符号、計算式とともに表記する。

<属性>

④種別（敷地の道路に接する部分（道路境界線）、隣地境界線などの別）

・敷地境界線の種別（敷地の道路に接する部分（道路境界線）、隣地境界線などの別を識別するための名称）は、敷地境界線オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

5

# 3. 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（初版）

## ■別紙1：BIM図面審査における入出力基準

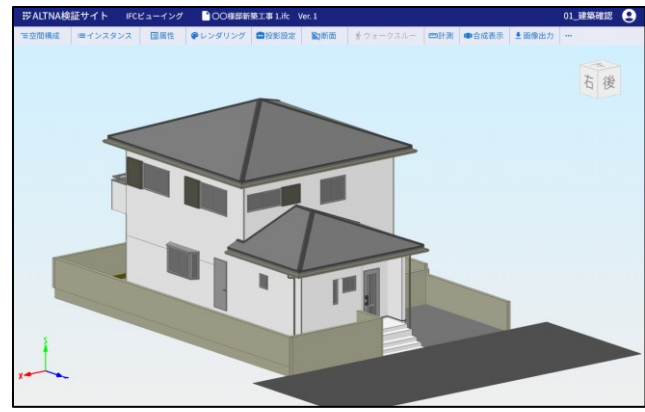
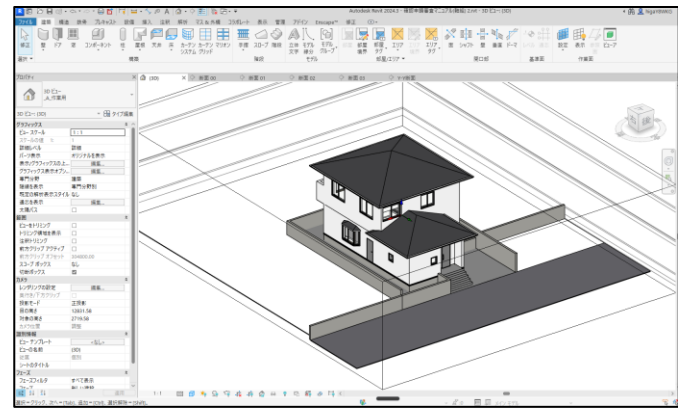
### ●木造（軸組工法・枠組壁工法）の項目

番号	入出力基準に従い作成した明示すべき事項等	細目
W共通-001	土台	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種別
W共通-002	床版	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種別 ④開口部の位置及び形状
W共通-003	耐力壁 (面材)	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種別
W共通-004	耐力壁 (筋かい)	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種別
W共通-005	準耐力壁 (面材)	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種別 ④開口部の位置及び形状
W共通-006	アンカーボルト	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種別
W共通-007	金物	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種別
W共通-008	屋根版	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種別 ④開口部の位置及び形状
W軸組-001	柱	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種別 ④柱の種別
W軸組-002	大ばり	①位置及び形状 ②符号 ③材料の種別 ④接合金物の構造

### ●木造（軸組工法・枠組壁工法）の基準の一部抜粋

<p><b>W共通-001 土台</b></p> <p>&lt;形状&gt;</p> <p>①位置及び形状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土台の位置（土台の配置）及び形状（土台の断面形状（矩形）、せい及び幅）は、台/梁オブジェクト等を用いて入力し、表示する。</li> </ul> <p>&lt;属性&gt;</p> <p>②符号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土台の符号は、土台/梁オブジェクト等の属性情報として入力し、表記する。</li> </ul> <p>③材料の種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土台の使用材料（木材の材種）は、土台/梁オブジェクト等に属性情報として入力し、表記する。</li> </ul>
<p><b>W共通-002 床版</b></p> <p>&lt;形状&gt;</p> <p>①位置及び形状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床版の位置（床版の有無及び配置）及び形状（床版の形状及び厚さ）は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。</li> </ul> <p>&lt;属性&gt;</p> <p>②符号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床版の符号は、床オブジェクトの属性情報として入力し、表記する。</li> </ul> <p>③材料の種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>床版の使用材料（床版の材料種別及び厚さ、釘の種類及び釘打ち間隔）及び倍率は、床オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。</li> </ul> <p>&lt;形状（床版の開口部）&gt;</p> <p>④開口部の位置及び形状</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開口部の位置（床開口部の有無及び配置）及び開口部の形状（床開口部の外形）は、床オブジェクトを用いて入力し、表示する。</li> </ul>

### ●作成した戸建住宅サンプルモデル(Revit(AUTODESK))





# 3. 建築確認におけるBIM図面審査ガイドライン（初版）

## 別紙3：BIM図面審査における確認申請図書表現標準

以下についての表現方法等を追加し、2026年2月に「BIM図面審査における確認申請図書表現標準（初版）」を公表した。（事前公表版からの変更点については、国交省：建築BIM推進会議HPを参照。）

- 1) 求積に関する表記等について
- 2) 床面積求積表、採光・換気・排煙等の検討に係る計算書等、室内仕上げ表

別紙3

目次

1 はじめに	1
2 意匠分野	2
2-1 凡例	2
2-2 特記事項	10
2-3 その他の図表現	13
3 構造分野	17
3-1 凡例	17
3-2 その他の図表現	18
4 設備分野	25
4-1 凡例	25

別紙3

2-3 その他の図表現

1) 求積に関する表記等について

① 床面積・求積表に関する表記方法について

床面積求積図、敷地面積求積図及び建築面積求積図などの作成に当たり、BIMの機能により面積を算出する場合は、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル（一般建築物用）」に準じ、三斜求積図によらないことができる。

この場合においては、床面積求積図の算定範囲を求積図に色分けその他の方法により明示するとともに、求積に用いた建築物の各部分の寸法及び算式並びに使用した BIM ソフトウェアの種類を明示する。

また、求積に用いた建築物の各部分の寸法については、床面積求積図において算定範囲が明確に示すうえで、床面積求積表にまとめて記載することもできる。

なお、床面積求積図においては、当該求積範囲を明確に確認できるよう、平面図を重ね合わせて表示することが望ましい。

■図表現の例

記号	面積 (㎡)
①	8,222.50
②	65,932.50
合計	74,155.00

床面積求積表

床面積 74,155.00 ㎡

※「建築確認手続き等の運用改善マニュアル（一般建築物用）」平成 22 年 3 月（発行：一般社団法人 新・建築士制度普及協会、協力：国土交通省住宅局建築指導課）p. 64

4. その他運用の円滑化に係る事項

(1)「求積図」に係る記載について

○床面積求積図については、CAD 等を用いる場合にあっては三斜求積図によらないことができます。

規則第 1 条の 3 第 1 項の表 1、表 2 及び第 4 項の表 1 の図書である床面積求積図、敷地面積求積図、建築面積求積図については、作図に当たり、CAD 等を用いる場合にあっては、三斜求積図とする必要はありません。ただし、求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式については、明示することが必要となります。また、作図に当たり使用した CAD 等の種類を明示してください。

別紙3

② 確認申請書（計画通知を含む）における床面積の記載について

確認申請書（計画通知を含む）の第三面から第六面に記載する面積の合計値に、端数処理に起因する差異が生じる場合は、その旨を当該面の備考欄に記載すること。

■確認申請書「(第四面) 階別床面積」の値と「(第五面) 階別の用途別床面積」の合計値に差異が生じる場合の例

確認申請書第四面 階別床面積		確認申請書第五面 階別の用途別床面積	
区分 1	100.0092 ㎡	ホール	100.0092 ㎡→100.00 ㎡
区分 2	200.0184 ㎡	事務所	100.0092 ㎡→100.00 ㎡
階別床面積	300.0276 ㎡	飲食店	100.0092 ㎡→100.00 ㎡
	→300.02 ㎡	「階別の用途別床面積」の合計	300.00 ㎡

・階別床面積：分割した各区分の床面積を合計し、その合計した数値の小数点第三位を切り捨てる

・用途別床面積：用途ごとに床面積の小数点第三位を切り捨てる

◇確認申請書の第四面の説明の例：

第四面の【12.床面積】【4.階別】の値と第五面【7.用途別床面積】の合計値の差異は、端数処理によることを確認した。

■確認申請書「(第三面) 延べ面積」と「(第四面) 床面積の合計値」に差異が生じる場合の例

床面積求積表の床面積 (㎡)		確認申請書第四面【12.床面積】(㎡)	
建築物の番号		建築物の番号	【ロ.合計】
1	1,500.1380	1	1,500.13
2	100.0276	2	100.02
3	100.0276	3	100.02
合計	1,700.1932	(合計)	(1,700.17)
	→1,700.19	確認申請書第三面【11.延べ面積】【イ.建築物全体】(㎡)	1,700.19

◇確認申請書の第三面の説明の例：

第三面の【11.延べ面積】【イ.建築物全体】の数値と第四面の【12.床面積】【ロ.合計】の各様の合計値の差異は、端数処理によることを確認した。

# 4. BIM図面審査 申請・審査マニュアル（初版）

- 「BIM図面審査試行・検証」の検証結果等を踏まえて、事前公表版を加筆・修正し、2026年2月に「BIM図面審査 申請・審査マニュアル（初版）」を公表した。（BIM図面審査における入出力基準適合申告書(初版)も同様。）
- さらに、建築基準法施行規則、確認審査等に関する指針の改正に対応するよう「申告」を「誓約」に修正したものを、3月23日に公表する予定である。

BIM 図面審査 申請・審査マニュアル（初版）

目次

はじめに

1. マニュアルの位置づけ等 ----- 3

1. マニュアルの位置づけ

2. 用語の定義

II. BIM 図面審査の概要 ----- 11

1. BIM 図面審査の定義

2. BIM 図面審査の適用について

3. BIM 図面審査の流れ

III. 申請者側の準備 ----- 21

1. 入出力基準に基づく BIM モデルの作成

2. 「BIM 図面審査における入出力基準」の概要

3. 「BIM 図面審査における入出力基準適合誓約書」の概要

4. 入出力基準に基づく入力・出力（表示・表記）の具体例

(1) 意匠分野の例①

(2) 意匠分野の例②

(3) 構造分野の例

(4) 設備分野の例

5. BIM 図面審査における確認申請図書表現標準

IV. 審査者側の準備 ----- 49

1. 審査環境の整備

(1) 確認検査機関等における審査体制

(2) 確認検査機関等における CDE 環境の整備

(3) 適合性判定機関における審査環境の準備

(4) 消防機関の準備

2. 確認申請用 CDE の基本機能

V. 申請の手順 ----- 59

1. 「確認申請書様式」の作成・提出

(1) 申請・受付の手順

(2) 関係機関との事前協議

(3) BIM 図面審査として受け付けられない場合について

2. 申請図書（図面）の作成・提出

(1) 申請図書等の作成・提出

(2) 留意事項等

VI. 審査の手順 ----- 65

1. 申請図書等の確認

(2) 意匠分野の例②

a) 入出力基準（防煙壁による区画）

意-016 防煙壁による区画（令第126条2の規定）

<属性>

①防煙壁による区画の境界への該当

・防煙壁による区画の境界への該当は、【意-007①】を満たす壁オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

<計算>

②面積（防煙壁において面積計算が必要となる区画の面積は、以下の基準に従い入力し、表示・表記する）

・防煙壁による区画の面積の求積に用いる範囲は、領域を示すオブジェクトを用いてその境界（壁及び区画の中心線）が令第2条第1項第三号に適合するよう入力し、表示する。

・領域を示すオブジェクトには、領域を特定するための符号等を属性情報として入力する。

・領域の面積の値は、当該領域を示すオブジェクトの形状から算出し、符号等とともに表記する。

・防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法は、当該領域を示すオブジェクトの形状からその部分の長さや算出し表記する。又は当該領域を示すオブジェクトと連動した長さを表記する機能（寸法線ツール等）を用いて算出し表記する。

・防煙壁による区画の面積は、符号等、計算式とともに表記する。

<属性>

③排煙設備の種別

・排煙設備の種別（自然排煙設備、機械排煙設備及び令第126条の2第1項各号による適用除外の別）は、領域を示すオブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

b) 入出力のイメージ

(2階平面図)

①防煙壁による区画の区画は、壁オブジェクトに属性情報として入力・表示

②面積は領域が示すオブジェクトの形状から算出し、符号等（ここでは部屋名）とともに表記

③排煙設備の種別は領域が示すオブジェクトに属性情報として入力・表記

(面積表)

部屋名	区分	面積
ZFL		
SJK	2	0.70
WC(M)	2	6.17
WC(W)	2	5.45
事務室201	4	5.56
事務室202	4	72.75
会議室203	4	6.56
会議室204	4	8.62
廊下	機械排煙	29.31
機械室	機械排煙	2.24

(排煙チェック表)

部屋名	面積 (m <sup>2</sup> )	天井高 (m)
事務室202	72.75	2.70
事務室201	5.56	2.33
会議室203	6.56	2.33
会議室204	8.62	2.33

防火・防煙区画関係

- 赤線: 防火区画(廊下等)の境界
- 赤点線: 防火区画(廊下等)の境界(防火区画境界線)
- 緑線: 防煙区画(機械排煙)の境界
- 青線: 防煙区画(自然排煙)の境界

■ 2階平面図(説明用に分割再編している)

c) 誓約書の記載イメージ

(第二画) 意匠分野

入出力基準に従って作成した申告すべき事項等

番号	項目	属性情報	面積	面積		種別	備考
				表示	表記		
意-016	防煙壁による区画(令第126条2の規定)	○	○	○	○	○	中央付近に非構造の非構造壁、中央付近に非構造の非構造壁から自動計算した面積

明示すべき事項等

①防煙壁による区画の境界への該当

②面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

③排煙設備の種別

「2階平面図」において、2階平面図（兼求積図）で表される面積と面積表及び排煙面積チェック表の面積について誓約対象とする。

なお、この場合、当該情報が「2階平面図」に示されないため、図面での整合性ではなく、当該図面内の整合性確認の省略となる。

相互に整合する「入出力基準」に従って作成した申告すべき事項等が同一の図面内にある場合には、備考欄を用いて番号・項目ごとに具体的な該当箇所を説明する。（誓約書様式の注意事項参照）

# 5. BIM図面審査における入出力基準の解説（初版）公表に向けて

- 整合性確認の省略可能な項目に関する申請者と審査者の相互理解の向上を目的とし、入出力基準の意図や、基準に従うことにより整合が図られる内容（申告の内容に応じ整合性確認の省略が可能な内容）等について解説するものとして、「BIM図面審査における入出力基準の解説（初版）」を2026年3月末頃に公表する予定である。

## ■BIM図面審査における入出力基準の解説（初版）のイメージ

目次

本書の目的..... 1

本書の見方..... 1

1. はじめに..... 2

1-1 用語の定義..... 2

2-1-1-3 BIMソフトウェアの拡張機能..... 7

2-2 PDF形式の図書およびIFCデータの書き出し方法に関する基準..... 8

2-2-1 PDF形式の図書データへの変換方法及びデータに関する基準..... 8

2-2-2 IFCデータへの変換方法及びIFCデータに関する基準..... 8

3. 入出力基準（意匠・構造・設備分野ごとの基準）..... 9

3-1 意匠分野..... 9

3-1-1 意匠分野の入出力基準..... 9

3-1-1-1 敷地関係..... 9

意-001 敷地境界線..... 9

意-002 地盤面及び平均地盤面..... 13

3-1-1-2 基準線関係..... 15

意-003 方位..... 15

意-004 通り芯..... 17

意-005 各階基準線..... 19

3-1-1-3 建築要素..... 21

意-006 外壁..... 21

意-007 間仕切壁..... 23

意-008 柱..... 24

意-009 各階の床、屋根、軒及びびさし等..... 25

意-010 各階の天井..... 27

意-011 開口部..... 28

3-1-1-4 領域・空間要素..... 30

意-012 各室の用途..... 30

意-013 建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式..... 32

意-014 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式..... 35

3-1-1-5 防火・避難関係..... 39

意-015 防火区画等（令第112条及び令第114条の規定）..... 39

意-016 防煙壁による区画（令第126条2の規定）..... 42

意-017 防火設備等..... 46

意-018 非常用の出入口等..... 48

意-019 令第126条第1項に規定する手すり壁、さく又は金網..... 50

3-2 構造分野..... 52

3-2-1 共通事項..... 52

3-2-1-1 意匠・構造分野の図書の記載事項の整合に係る入出力基準..... 52

3-2-1-2 構造分野内の図書の記載事項の整合に係る入出力基準..... 55

3-2-2 構造分野の入出力基準..... 56

3-2-2-1 基準線関係..... 56

意-004 通り芯

1. 入出力基準

<形状>

①位置及び形状

・通り芯の位置及び形状は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示する。

<計算>

②通り芯間の寸法

・通り芯間の寸法は、通り芯オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

<属性>

③符号

・通り芯の符号は、通り芯オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

2. 入出力基準の解説

(1) 解説

①位置及び形状

- 本基準における「通り芯」とは、柱や壁の中心を通る、建築物の水平方向の基準となる線をいう。
- 複数の図書（図面又は図）において位置及び形状が整合する状態とするため、「通り芯の位置及び形状」は、通り芯オブジェクトを用いて入力し、表示する。

②通り芯間の寸法（通り芯を基に算定した水平方向の距離）

- 複数の図書（図面又は図）において値が整合する状態とするため、また「通り芯の位置及び形状」と「通り芯間の長さ」が整合する状態とするため、「通り芯間の寸法」は、通り芯オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）を用いて算出し、表記する。

③符号

- 複数の図書（図面又は図）において情報が整合する状態とするため、「通り芯の符号」は通り芯オブジェクトに属性情報として入力し、表記する。

■入力と出力のイメージ

【入力】

【出力】

(2) 使用するオブジェクト、機能等

■使用するオブジェクト、機能等

入出力基準の細目（明示すべき事項等）	使用するオブジェクト、機能	入出力する属性情報	BIMの機能により算出・計算する数値
①位置及び形状	・通り芯オブジェクト	-	-
②通り芯間の寸法	・オブジェクトと連動して長さを表記する機能（寸法線ツール）	-	・長さ（寸法）
③符号	・通り芯オブジェクト	・符号	-

(3) 禁止されている入出力方法の例

■禁止されている入出力方法の例

入出力基準の細目（明示すべき事項等）	禁止されている入出力方法の理由	該当する禁止事項※	
①位置及び形状	・BIMデータと連動しない2次元の線を用いて通り芯を表現する	・複数の図書（図面又は図）において、通り芯の位置及び形状が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加算により表現すること
②通り芯間の寸法	・寸法線ツールを用いず、数値の入力により、通り芯間の寸法を表現する	・複数の図書（図面又は図）において、通り芯間の寸法が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加算により表現すること
	・寸法線ツールを用いて自動算出された数値（又は属性情報に基づき数値）を、新たな数値に書き換える	・通り芯の位置及び形状の要素と通り芯間の寸法の数値が連動しなくなるため	・BIMの機能により算出された寸法値・数値の変更を行うこと
③符号	・符号を、通り芯オブジェクトの属性情報に連動しない文字・数値を用いて表記する	・複数の図書（図面又は図）において、符号が整合しなくなるため	・BIMデータと連動しない2次元加算により表現すること
	・符号の表示を、当該通り芯オブジェクトではなく、別のオブジェクトから行う	・複数の図書（図面又は図）において、符号が整合しなくなるため	・形状の表示、又は属性情報やBIMの機能による算出・計算結果の表記を、同一でないオブジェクトから行うこと

※「2-1-2 禁止事項」を参照

3. 図書間において相互に整合する記載事項

■入出力基準に従うことにより、図書間において相互に整合する記載事項

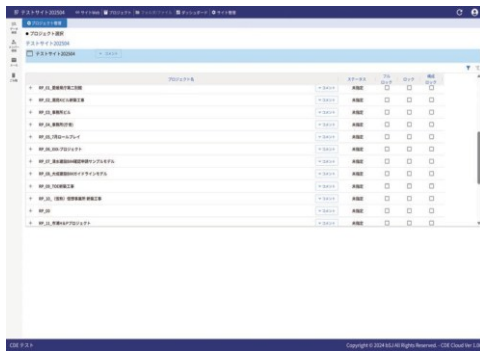
入出力基準の細目（明示すべき事項等）	意匠分野の図書間において相互に整合する記載事項（申告に基づく整合性確認省略の対象）
①位置及び形状	・通り芯の位置
②通り芯間の寸法	・通り芯間の寸法
③符号	・通り芯の符号

# 6. ICBA確認申請用CDEの構築、利用開始に向けた取組

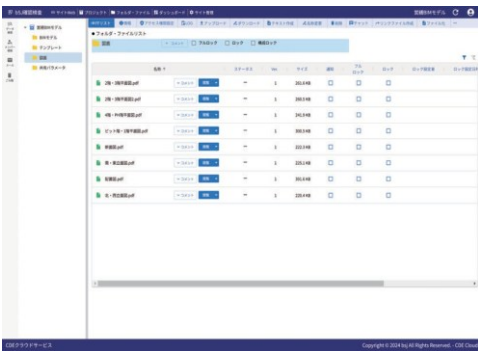
## ■ ICBA確認申請用CDEの構築

- 「BIM図面審査」に用いるCDEシステムの主要な機能のプログラム開発は完了し、総合テスト等を通じて生じた不具合等の解消・機能改善を行っている。

プロジェクト選択画面



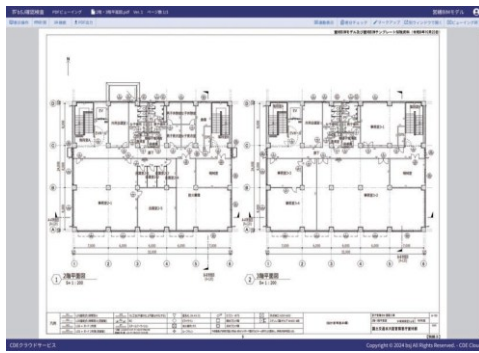
フォルダ / ファイルリスト画面



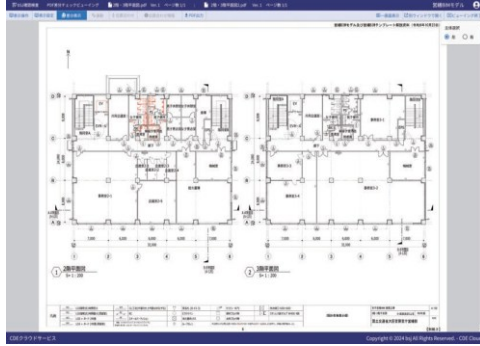
IFC ビューイング画面



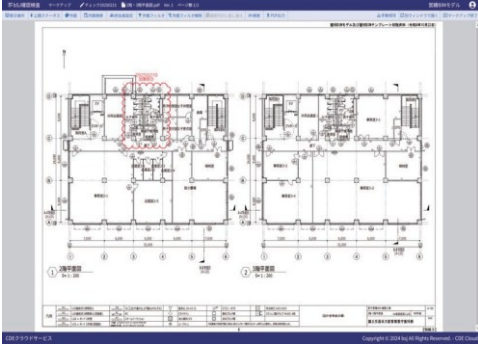
PDF ビューイング画面



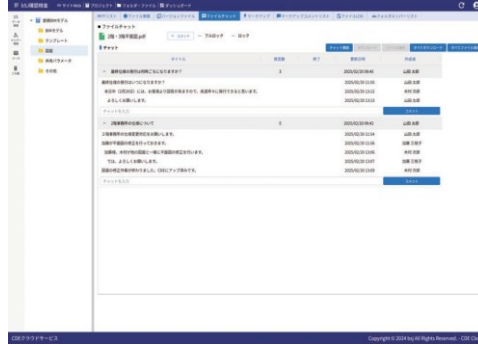
PDF 差分表示画面



PDF マークアップ画面



ファイルチャット画面



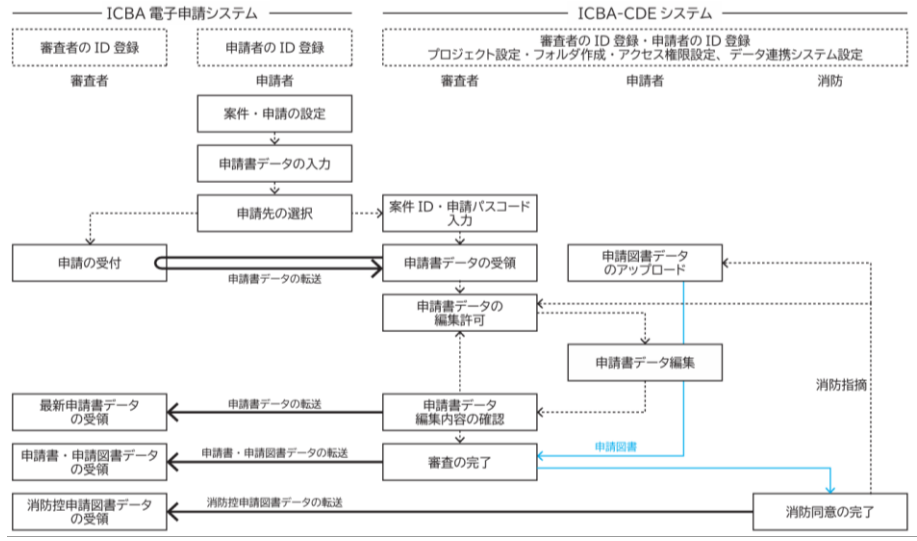
プロジェクト Web 表示画面



# 6. ICBA確認申請用CDEの構築、利用開始に向けた取組

## ■ ICBA確認申請用CDEの構築

- 「BIM図面審査」に用いるICBA確認申請用CDEとICBAの電子申請受付システム間は、主に下記の連携を行う。
  - 受付時、指摘対応時の申請書様式データの転送
  - 審査完了後の申請書様式データと申請図書のPDFデータ等の転送



データ連携APIアプリケーションでの連携データの流れ



申請書情報を閲覧する画面



申請図書データを転送する画面

# 6. ICBA確認申請用CDEの構築、利用開始に向けた取組

- ICBA確認申請用CDEについて、下記の①～③のマニュアルを作成した。
  - ① 一般ユーザー用操作マニュアル
  - ② サイト管理者用操作マニュアル
  - ③ システム運営者用操作マニュアル

2 基本操作 (簡易マニュアル) CDEマニュアル - 管理者用 - Ver1.00 Rev1.00 2025/6/1

---

### 2.1.5 プロジェクト選択するには？

1] プロジェクト選択画面の表示

メニューバーの【プロジェクト】を左クリックして、【プロジェクト選択画面】へアクセスします。



**Memo**

【トップ画面】の選択がプロジェクト選択に設定されている。あるいは【フォルダ/ファイルリスト】に設定されていてプロジェクトが選択されていない場合は、自動的に【プロジェクト画面】が表示されます。

2] プロジェクト選択

【プロジェクト選択画面】で作業を行うプロジェクトを左クリックします。選択したプロジェクトは青帯で表示されます。



**Memo**

- 青帯で選択されているプロジェクトを再度左クリックすると選択が解除されます。
- プロジェクト名の前に【+】が付いているプロジェクトには、アクセス可能なプロジェクトが存在します。
- 【+】を左クリックすると、サブプロジェクトが開閉されます。
- プロジェクト表示を上位に戻すには、上部のプロジェクト パンくずリストで戻りたいプロジェクトを左クリックします。

CDE Cloud Ver1.00      - 2-8 -      一般社団法人 buildingSMART Japan

2 基本操作 (簡易マニュアル) CDEマニュアル - 管理者用 - Ver1.00 Rev1.00 2025/6/1

---

### 2.1.6 フォルダ/ファイル操作するには？

1] フォルダ/ファイルリスト画面の表示

メニューバーの【フォルダ/ファイル】を左クリックして、【フォルダ/ファイルリスト画面】へアクセスします。



**Memo**

- 【トップ画面】の選択がフォルダ/ファイルリストに設定されていて、プロジェクトが選択されている場合は、ログイン後自動的に【フォルダ/ファイルリスト画面】が表示されます。
- プロジェクトが選択されていないと【フォルダ/ファイルリスト画面】へアクセスできません。

2] フォルダ/ファイルの選択

【フォルダ/ファイルリスト画面】の左側ツリーで作業を行うフォルダを左クリックします。選択したフォルダが青帯で表示され、フォルダに格納されているファイルおよび下位フォルダが表示されます。



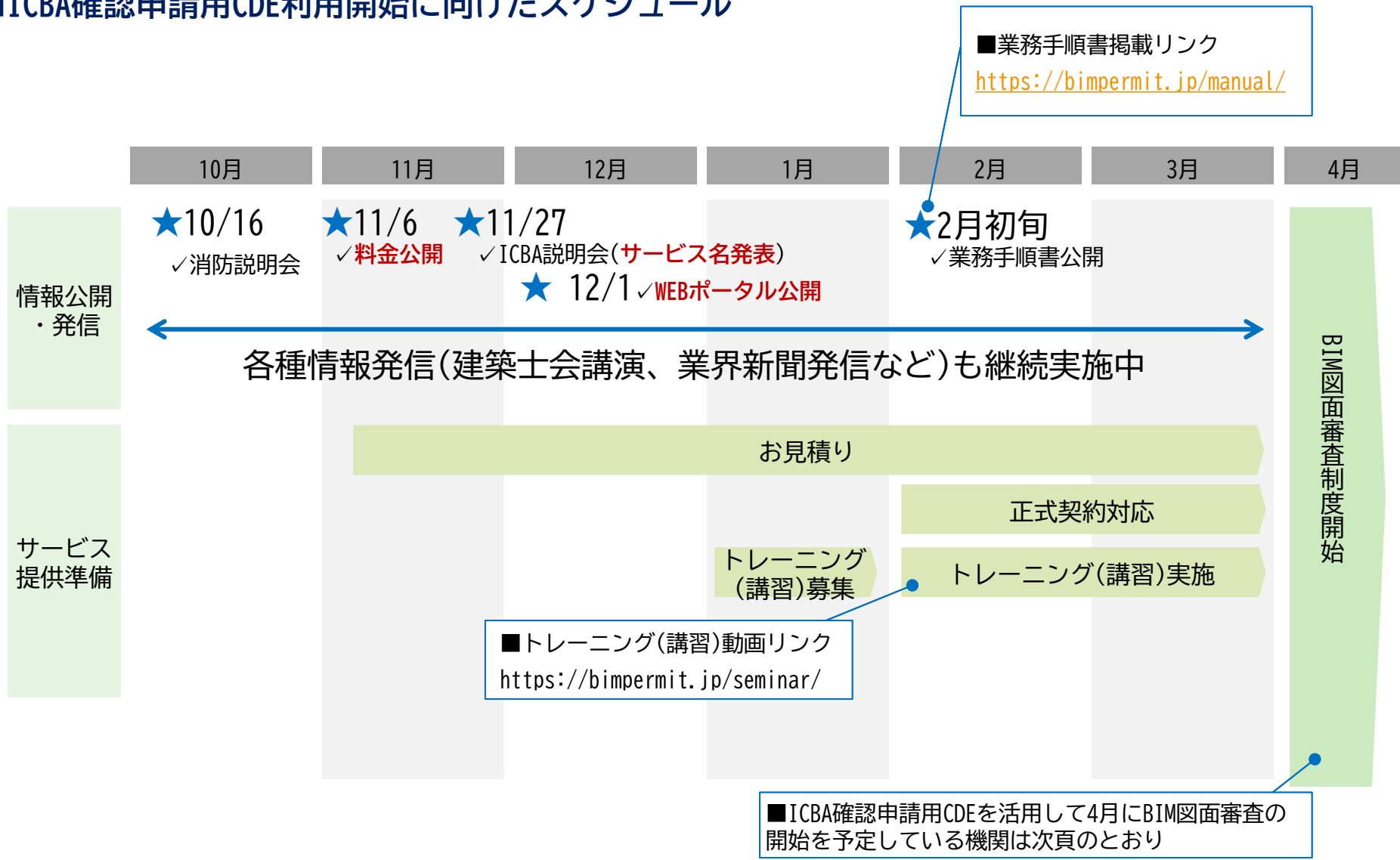
**Memo**

- フォルダの選択は、左側ツリーでフォルダを左クリックするか、右側のフォルダ/ファイルリストのフォルダを左クリックすることで行えます。
- 左側ツリーのフォルダの前に【v】が付いているフォルダにはアクセス可能なサブフォルダが存在します。
- フォルダの展開は【v】を左クリックするか、右側のフォルダ/ファイルリストのフォルダを左ダブルクリックすることで行えます。

CDE Cloud Ver1.00      - 2-9 -      一般社団法人 buildingSMART Japan

# 6. ICBA確認申請用CDEの構築、利用開始に向けた取組

## ■ ICBA確認申請用CDE利用開始に向けたスケジュール



※第23回建築BIM環境整備部会（令和7年12月10日開催）資料2-2 ICBA確認申請用CDEについてp.2に基づき作成

# 7. サンプルモデルの追加、改良

- RC造3000㎡庁舎モデルを追加したほか、申告書の書式や参考テンプレートなどを適宜更新している。
- サンプルモデル（事務所モデル、庁舎モデル）については、意匠、構造、設備を合わせ、2026年1月末現在で1万2千件を超えるダウンロードがある。



**BLCJ**      トップページ    トピックス    活動内容    組織概要    組合員ページ    アクセス    🔍

BIM図面審査サンプルモデル      ホーム / BIM図面審査サンプルモデル

● 配付中のファイル一覧

BIMソフトウェア	S造1000㎡事務所モデル				RC造3000㎡庁舎モデル		
	サンプルモデル	参考テンプレート	PDF出力例	申告書記入例	サンプルモデル	PDF出力例	申告書記入例
意匠	Revit 2022	○	○	○	○	○	○
	Archicad	○ (Archicad26)	○	○	○	○ (Archicad27)	○
	Vectorworks 2024	○	○	○	○	○	○
	GLOOBE 2025	○	○	○	○	○	○
	参考IFC	○				○	
構造	Revit 2022	○	○	○	○	○	○
	参考IFC	○				○	
設備	Revit 2022	○	○	○	○	○	○
	Rebro	○	○	○	○	○	○
	CADWe'll T-fas/Linx	○	○	○	○	○	○
	CADEWA Smart	○	○	○	○	○	○
	FILDER CEED	○	○	○	○	○	○
参考IFC	○				○		

[https://blcj.or.jp/sample\\_form/](https://blcj.or.jp/sample_form/)

# 8. 設計者向けのBIM図面審査説明資料

## ■講習動画

- YouTube版、PPT版の2種類を作成し、BIMライブラリ技術研究組合のホームページで公開した。  
(YouTube版は2026年1月末現在で約500回再生)

## ■新規資料（BIM図面審査への取り組みの要点）

- BIM図面審査に取り組むヒントとともに、BIMによる作図上のミス等を減らすための留意事項などを整理した。

### BIM図面審査が始まります

BIM図面審査に関する講習動画（設計者向け）

注）本動画に出てくるBIM図面審査の書式等は検討中のものですので、変更があり得ます。

令和7年11月

BIMライブラリ技術研究組合（BLCJ）

※スライドショーを「保存済みのタイミング」に設定して実行すると、音声を含め自動再生します。



### 目次

#### 1. 入出力基準の選択的適用

案件の特性や設計者のスキルに応じて、入出力基準に適合させる項目（申告の対象）を絞り込む「段階的な取り組み」の考え方を示します。

#### 2. 作業効率化のための準備

参考テンプレートの活用例を示します。

#### 3. BIMを用いた設計を行うに当たっての留意事項

BIMを用いて作図する場合の留意事項をヒヤリハット事例になぞらえて示します。

## Ⅱ. 「BIMデータ審査」の実施に向けた 環境整備の取組

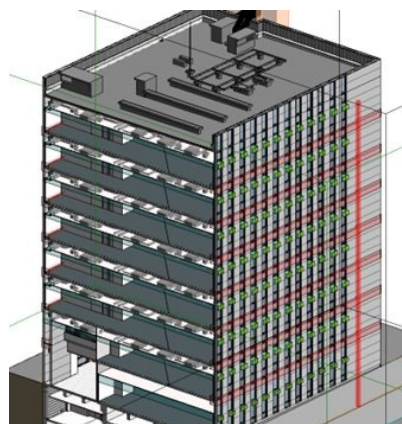
1. BIMデータ審査の定義
2. 2025年度 作業フロー（案）
3. 「BIMデータ審査」に必要となる環境整備の検討
4. 「BIMデータ審査」のしくみ等の検討
5. 「BIMデータ審査」のための確認申請用CDEプロトタイプシステムの試作

# 1. BIMデータ審査の定義

## BIMデータ審査とは「確認申請のデジタル化」

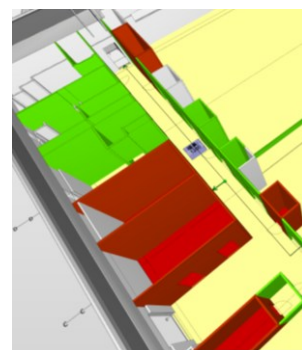
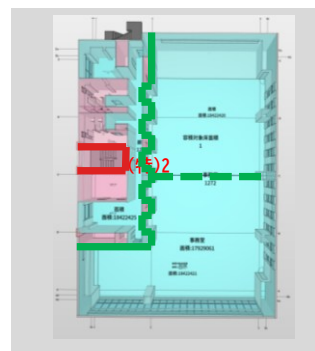
- IFCモデルを確認申請に提出する「申請図書」として、直接的に活用する。
- IFCモデル等のデジタル情報を活用した目視によるビュー審査と、審査補助機能のプログラム等を用いたデジタル審査による建築確認である。

IFC・確認申請書情報  
・法的な建物仕様情報



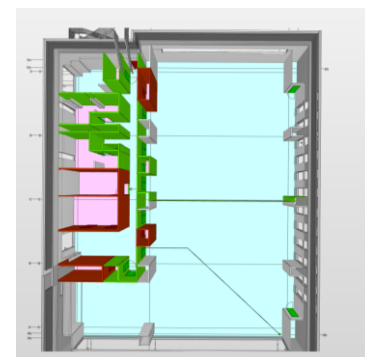
申請前の段階で、設計者が法適合や審査に必要な情報の記入漏れ等のチェックが可能

### ビュー審査



IFCデータを用いて審査に必要な情報が表示され、視覚的にわかりやすい表示により確認する

### デジタル審査



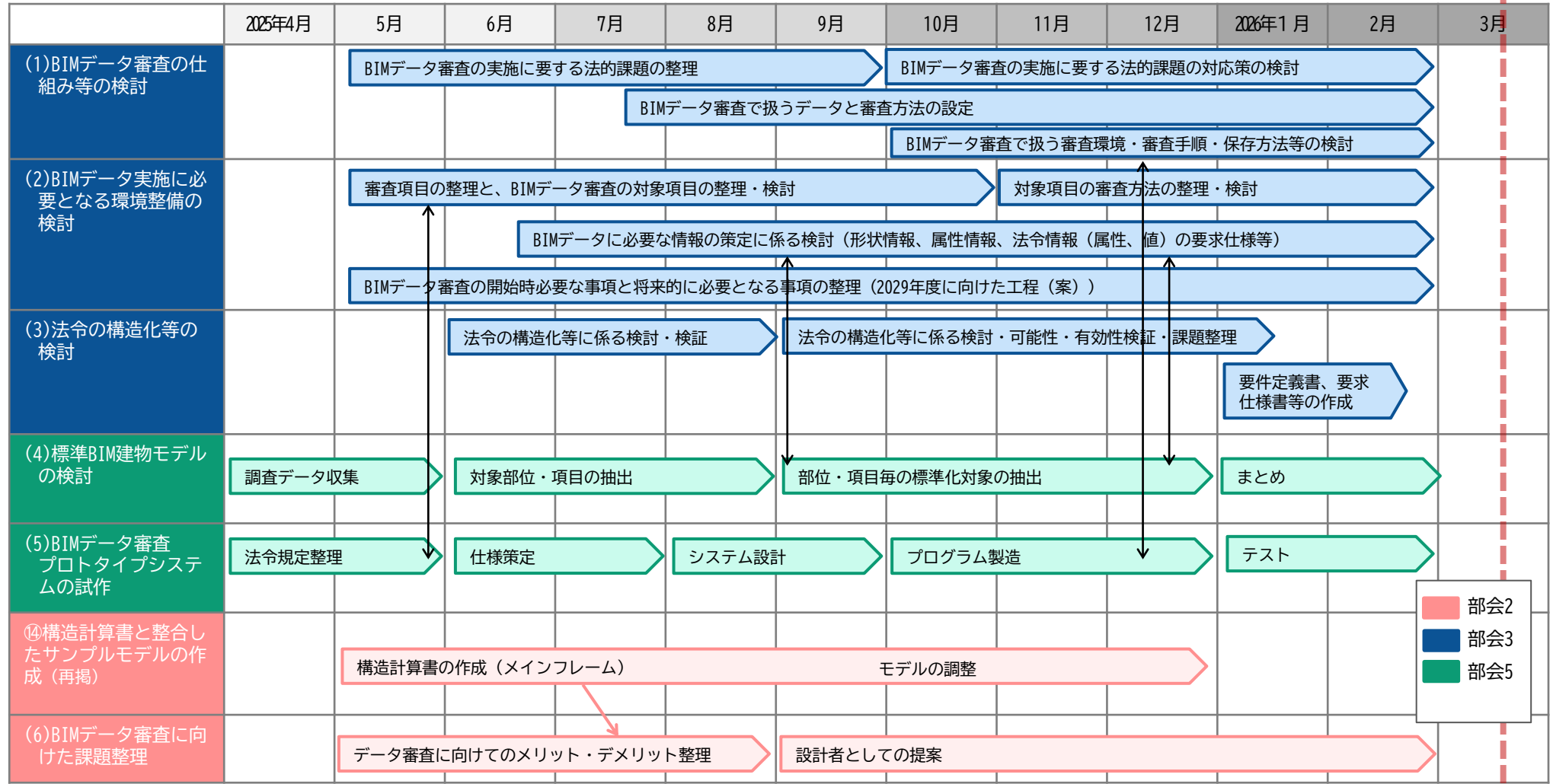
プログラムやAI等のデジタル技術を用いて法適合チェックを行うことで、審査の確実性を高め、より迅速で効率的な審査を図る

# 2. 2025年度 作業フロー

▼ 10/29

▼ 12/10

▼ 3/19



- 部会2
- 部会3
- 部会5

年度の成果のとりまとめ・報告書作成

## 3. 「BIMデータ審査」に必要な環境整備の検討

- IFCデータを確認申請図書の代替とする場合の、IFCデータに関する要件を整理した。

### ■IFCデータを確認申請図書の代替とする場合の、IFCデータに関する要件

#### 1. 法的要件の整理

IFCデータを確認申請図書として扱う場合の法的要件を整理し、法的有効性、データを扱うことの法的責任について検討した。

#### 2. 正確性と完全性の確保に関する検討

IFCデータが設計者の設計意図を正確に反映しているかを確認するとともに、確認申請用CDEがその意図を適切に表示し、法適合確認に必要な審査内容を確実に表示できることにより、審査方法の正確性を確保することについて検討した。

#### 3. 真正性・長期見読性の確保に関する検討

設計内容が改ざんされないよう真正性を確保する手法、IFCデータの法定保存期間（15年）における長期見読性について検討した。

#### 4. IFCデータを申請図書等として扱う場合の申請者（建築主）への有用性の検討

IFCデータを確認申請図書として扱う場合の、申請者（建築主）との申請に係る合意を図る方策を検討した。

#### 5. BIMデータ審査の設計・審査ワークフローの検討

確認申請図書とIFCデータを用いることの効率的な作成プロセス、審査プロセスを検討した。

### 3. 「BIMデータ審査」に必要な環境整備の検討

- 法的要件の整理では、以下のように課題と対応の方向性について整理した。

#### ■BIMデータ審査における課題と対応の方向性

BIMデータ審査における課題	考慮すべき項目	現状の課題と根拠	必要な変更や整備内容の方向性
①IFCデータの正本性を担保する法整備の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFCデータの法的な位置づけ</li> <li>提出方法</li> <li>提出範囲</li> </ul>	<p>現行法（規則第1条の3等）では、提出物が図書（紙・PDF共）と明記されているため、IFCデータは本申請で扱えない。（根拠：BIM図面審査ではIFCデータは参考であり、提出物は二次元図面が基準となっている。）</p>	<p>法令を整備し、「建築物等情報モデル（BIMモデル）」による申請を明確に位置付ける。またIFCデータと二次元図面（PDF）の併用を経て、最終的にIFCデータを主とした申請・審査方式への転換を目指す。</p>
②IFCデータの真正性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子データの改ざん防止</li> <li>トレーサビリティの確保</li> <li>IFCデータの真正性の維持方法</li> </ul>	<p>電子データは編集が紙に比べて容易であるため、提出後に改ざんされる恐れがある。また、変更履歴を明確にすることができず、真正性の証明が難しい。（根拠：IFCフォーマットは編集可能であり、また、電子署名や真正性を担保する仕組みが現状整備されていない。）</p>	<p>公的な機関が整備する「共通データ環境（CDE）」にIFCデータを格納することで、提出後のデータ改ざんを防止するとともに、デジタル技術を活用し制度的に真正性を担保する仕組みを確保する。また、そのCDEに提出することにより、変更履歴が自動的に記録され追跡が可能となり、トレーサビリティを確保できる。</p>
③IFCデータの長期見読性	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFC規格の長期利用性バージョンアップの対応</li> <li>閲覧環境の整備</li> </ul>	<p>IFC規格は定期的にバージョン更新が行われていることから、長期間（15年以上）保存されたデータが、旧バージョン形式であることにより将来的に閲覧・活用が困難となる可能性がある。実際に、過去のIFCバージョンから新バージョンへの移行時において、互換性に関する課題が生じた事例が確認されている。</p>	<p>提出するIFCデータの要件は、長期サポート版（LTS）IFCバージョンとし、15年以上の長期間仕様を固定化させる。さらに、バージョン変更時のデータ自動変換ツールの提供や中間フォーマット（XML、PDF等）を併せて保存することで長期見読性を確保する。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFCデータ提出時の二次元図面併用の可否</li> </ul>	<p>IFC形式の長期見読性の確保および審査環境の標準化が十分に確立されるまでの移行期間においては、二次元図面を補完的に併用する運用も考えられる。海外のBIM申請先行国においても、制度移行期には図面とBIMデータの併用運用が採用されている例が多い。</p>	<p>BIMデータ審査導入初期段階は、IFCデータに加えて二次元図面（PDF）の提出する運用も考えられる。長期的には審査用ビューアおよび自動コードチェック機能を整備し、IFCデータのみでの審査能力を高めることで徐々に二次元図面の依存を軽減する。</p>

## 3. 「BIMデータ審査」に必要な環境整備の検討

- BIMデータ（IFCデータ）を申請図書等と扱う場合の申請者（建築主）への有用性について整理した。

### ■効果

#### 1. 情報の一元化による計画内容の理解・意思決定の迅速化

設計内容の可視化、図書間不整合の抑制、設計変更の影響把握

#### 2. 設計段階での法適合確認による、手戻り・コストリスクの最小化

審査時の指摘による計画の変更、それによる工事着手時期の遅延、工事費増のリスク低減

#### 3. 設計意図の適確な伝達

二次元図面化に伴う情報の欠落防止、設計意図の忠実な反映、関係者間の円滑な情報共有と合意形成

#### 4. 建物のライフサイクル全体を通じた資産価値の最大化

維持管理段階、改修・増築時等、建物のライフサイクルでのデータ活用

#### 5. 行政手続きのデジタル化による建築物情報の効率的な蓄積

### ■課題

- データ作成コストの増加、図面併用時の二重作成負担、CDE環境の依存  
→これらの課題に対し、負担増を軽減する具体的な措置の検討が必要

# 4. 「BIMデータ審査」のしくみ等の検討

## ■ 「BIMデータ審査」に用いるBIMデータに必要な情報の抽出に係る検討

- 「BIMデータ審査」に用いるBIMデータに必要な情報（形状情報、属性情報、法令情報（属性、値）の要求仕様等）の抽出に係る検討を実施している。
- 必要な情報の抽出には、建築基準法施行規則第一条の三を用いることとした。
- 検討ステップは以下の通り。
  - 各条文が適用される建築物の明示すべき事項について、審査者が「記載事項」を整理する。
  - 「記載事項」から「審査に必要な情報」に細分化する。
  - BIMに入力可能な形式に置換するための情報分類「カテゴリー、属性情報項目、属性情報値」を設定、IFCデータの定義化につなげる。

## ● 令第126条の2の例

明示すべき事項から審査に必要な情報・BIMの入力情報に分類

明示すべき事項	記載すべき事項	審査に必要な情報	記載すべき事項からの情報分類				形状から抽出する数値	距離測定	オブジェクトに紐づかない
			カテゴリー	タイプ	属性情報項目	属性情報値			
排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分	排煙の方法(自然排煙、機械排煙、加圧防排煙)の範囲を記載	防煙区画の範囲・排煙の方法	部屋		排煙の方法	自然排煙/機械排煙 加圧防排煙/押出排煙			
	全館避難安全検証法、階避難安全検証法、区画避難安全検証法の適用の範囲を記載	避難安全検証法の適用範囲	部屋		排煙区画区分及び告示	全館避難安全検証法 階避難安全検証法 区画避難安全検証法			
	室の床面積を記載	室の床面積	部屋		面積	(㎡)	床面積		

カテゴリー毎に必要な入力情報を整理

カテゴリー	タイプ	属性情報項目	属性情報値	形状から抽出する数値	距離測定	オブジェクトに紐づかない	審査に必要な情報	記載すべき事項
部屋		排煙区画区分及び告示 排煙区画区分及び告示	自然排煙/機械排煙 加圧防排煙/押出排煙				防煙区画の範囲・排煙の方法	
			全館避難安全検証法 階避難安全検証法 区画避難安全検証法				避難安全検証法の適用範囲	全館避難安全検証法、階避難安全検証法、区画避難安全検証法の適用の範囲を記載
	面積	(㎡)	床面積			室の床面積	室の床面積を記載	

# 4. 「BIMデータ審査」のしくみ等の検討

## ■建築基準法令の構造化に向けた検討・検証

### ●背景

- 「BIMデータ審査」による建築DX推進に対し、法令文書は非構造化データとなっている。
- 審査は複数の条文を相互参照することや読解が重要であり、高度な専門知識が必要となっている。
- 建築基準法等の法令改正の頻度が高く、迅速にかつ正確に理解することが困難である。

### ●目的

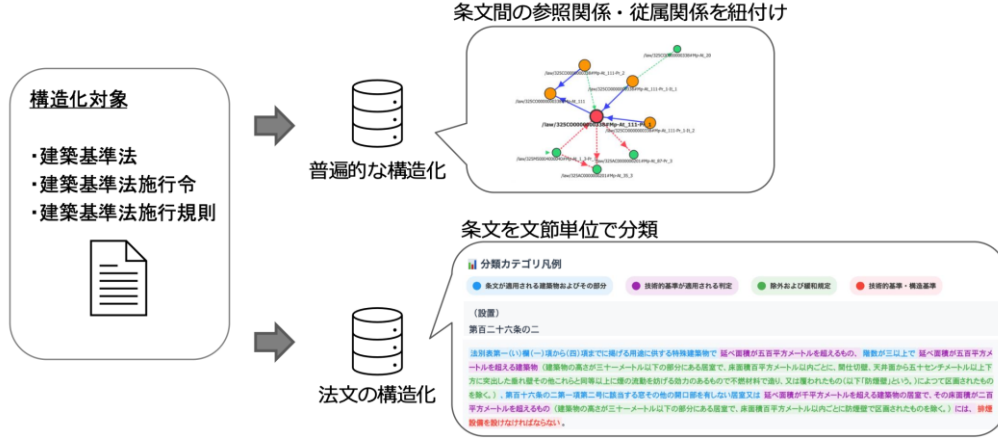
- 以下を目的に、データベース作成の試行および検討・検証を行う。
  - 法令構造化データの整備：人間と機械（AI）の双方に対応したデータの構造化
  - 解釈性の向上：関連条文の網羅的な提示、法令の解釈性・一貫性の向上
  - 法改正の追従体制構築：建築基準法等の法令改正を速やかに反映するための仕組みづくり

### <検討ステップ>



### ●実施概要

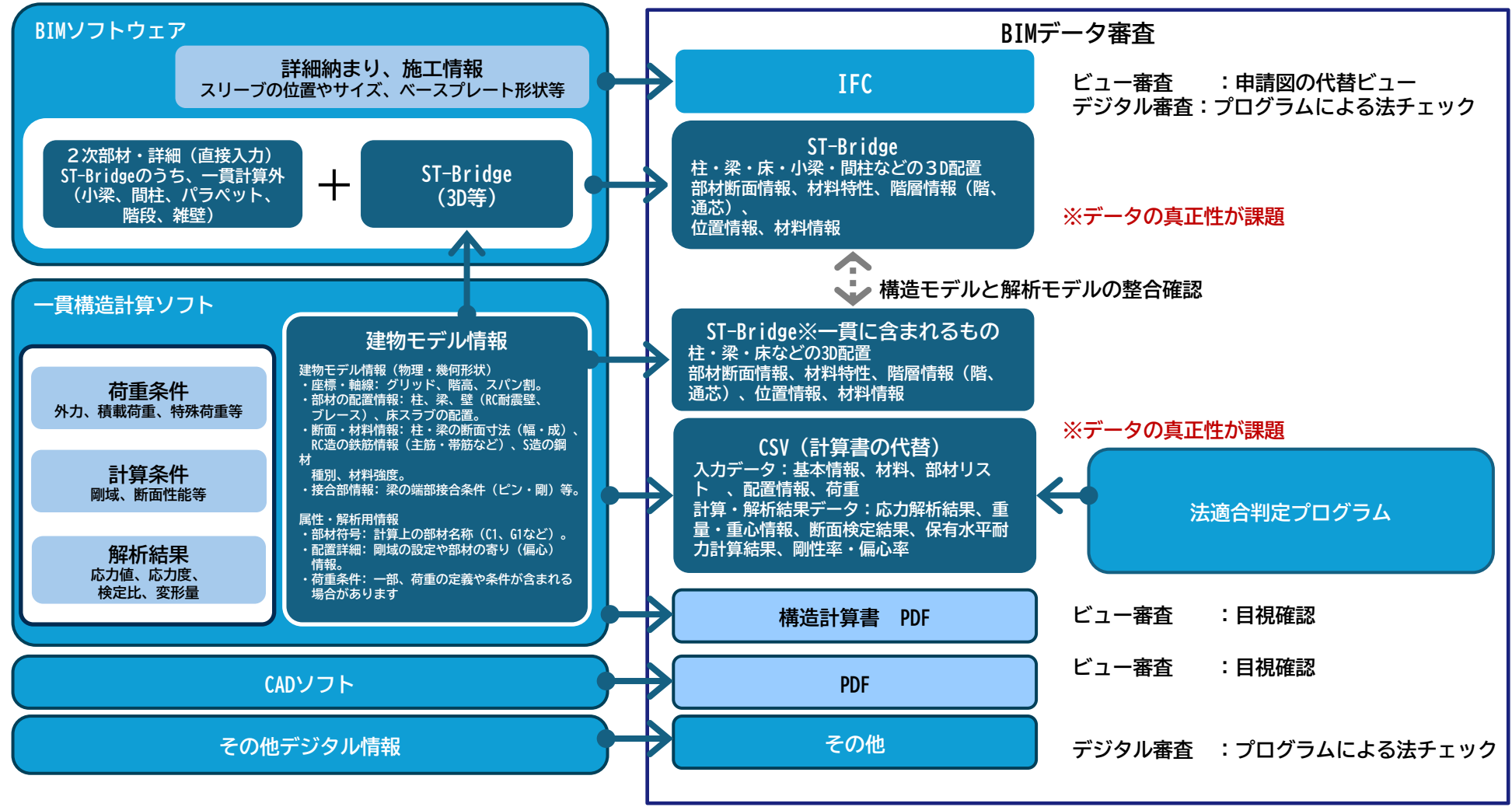
- ユースケースの観点で2種の構造化を要件定義し、構造化に係る検討・検証を行い、その結果をとりまとめた。
  - ① 普遍的な構造化：法令の基礎情報（条文間の関係性、参照先）を客観的なルールで構造化し、多様な法令活用ユースケースに対応できる基盤を構築する。
  - ② 法文の構造化：建築確認の法適合に係るフローに着目し、条文を「適用範囲」「要件」「規制内容」などの構成要素に分類する。



# 4. 「BIMデータ審査」のしくみ等の検討

## ■ 「BIMデータ審査」に用いるBIMデータに必要な情報の抽出に係る検討

- 構造図と構造計算書の整合性の確認を効率化することを視野に入れ、データ形式（IFCデータとST-Bridge）の関係性及びその課題について整理した。



# 4. 「BIMデータ審査」のしくみ等の検討

## ■ 「BIMデータ審査」に向けた課題抽出（構造分野）

### ●目的

- 通常、構造解析に用いたモデル（解析モデル）の形状・部材情報を利用して構造BIMモデルを作成するため、公開中のBIMモデルに合わせた解析データを作成しBIMデータ審査に向けた課題を抽出する。

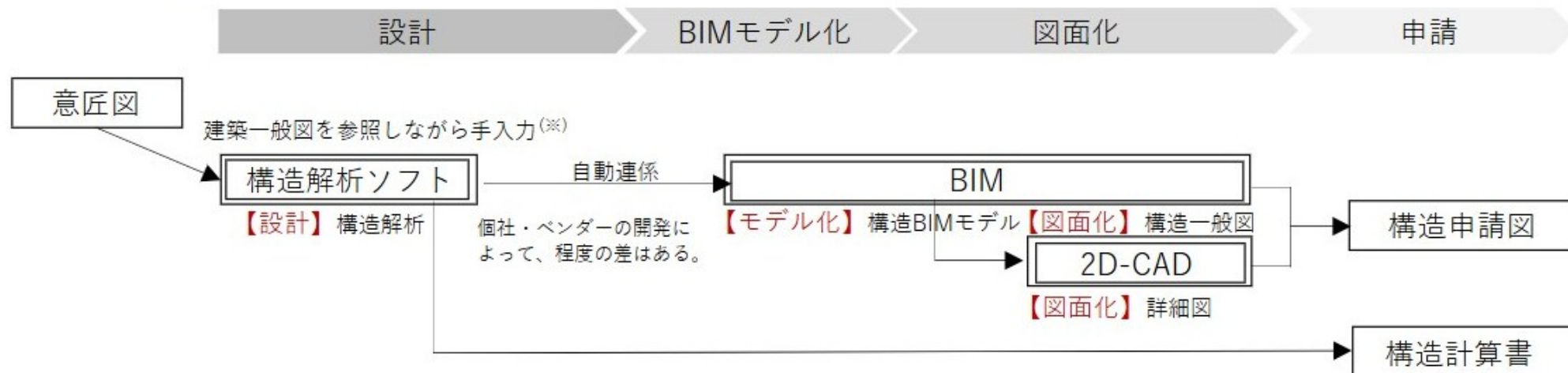
### ●サンプルモデルの作成

- 公開中の「S造1,000㎡事務所モデル」を基に、荷重条件などを再整理した上で構造解析ソフトによる計算を実施し、公開中のBIMモデルに合致した構造計算モデルを作成した。

### ●BIMデータ審査に向けた課題抽出

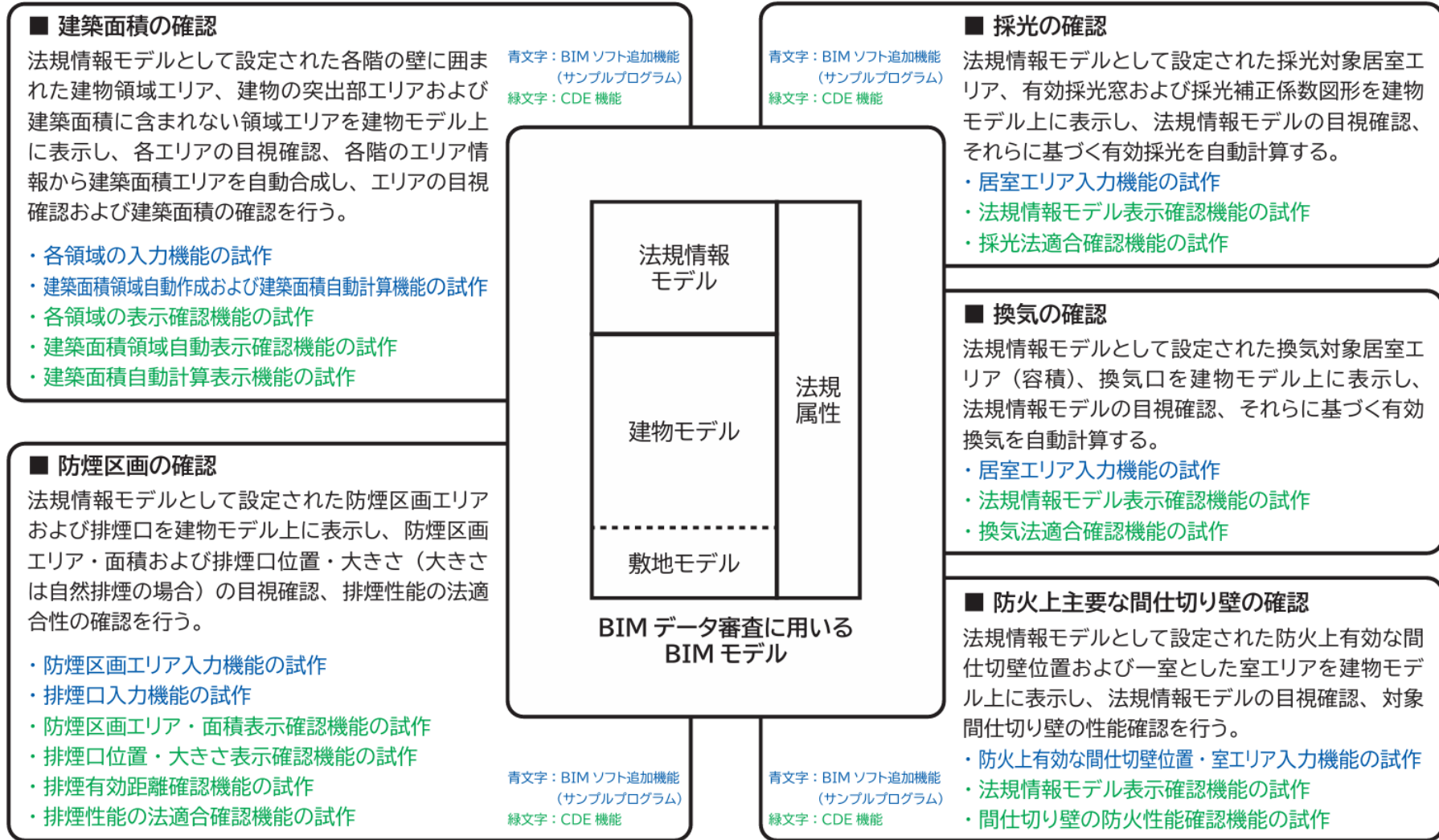
- 解析モデルの寸法等の掃き出し・読み込みに当たっての国内標準（ST-Bridge）と国際標準（IFC）の実務における使い分けの整理、また構造解析からBIMモデルを作成する際の実務における課題抽出

## ■BIMによる現状の設計フロー模式



# 5. 「BIMデータ審査」のための確認申請用CDEのプロトタイプシステムの試作

- 開発中の「BIM図面審査」に用いる確認申請用CDEのIFCビューイング機能をベースに、2024年度に仕様検討を行った下記の審査項目について、「BIMデータ審査」における目視審査による審査機能の実現性確認のためにプロトタイプシステムを試作している。



# 5. 「BIMデータ審査」のための確認申請用CDEのプロトタイプシステムの試作

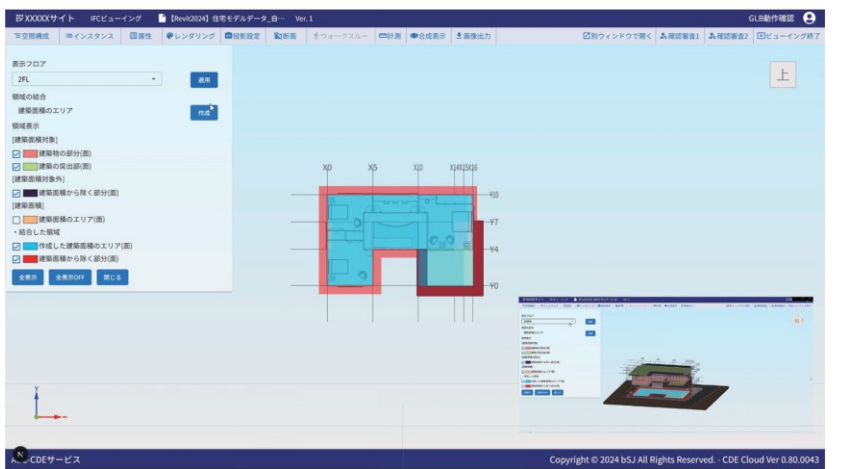
- 「BIMデータ審査」における審査機能の実現性確認のためにプロトタイプシステムを試作



各階の各建築面積エリアの確認

- プロトタイプシステムは、設計者がBIMオーサリングソフトで法規モデルを作成※し、これをIFCに変換し提出することを前提とし、法規モデル作成の入力機能は想定していない。

※法規モデルは、BIMオーサリングソフトに法規情報を追加する機能を別途試作した。



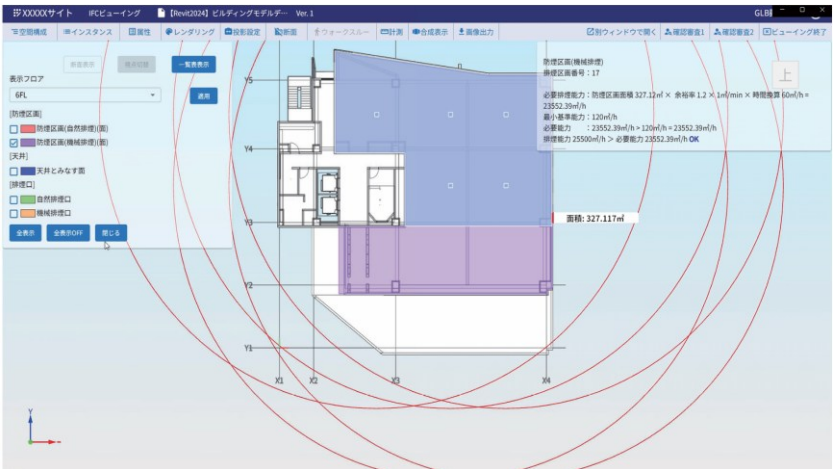
建築面積除外部分の各領域を作成・表示

## 建ぺい率の例

- CDEの主な機能
  - 各階の各建築面積エリアの確認機能（建物モデルと面積エリアとの重ね表示等）
  - 各階の各建築面積エリアからの建築面積エリアの生成機能および面積の表示機能
  - 各階の建築面積エリアと建築面積エリア（IFCデータ）の合成表示機能
  - IFCデータの建築面積エリアとCDEで生成した建築面積エリアの合成表示機能
  - 各階の①建築物の部分、②建築の突出部、③建築面積から除く部分の法規モデルのデータから自動的に合成した各領域を作成、建築面積とともに表示する機能

# 5. 「BIMデータ審査」のための確認申請用CDEのプロトタイプシステムの試作

- 「BIMデータ審査」における審査機能の実現性確認のためにプロトタイプシステムを試作



排煙口距離の確認

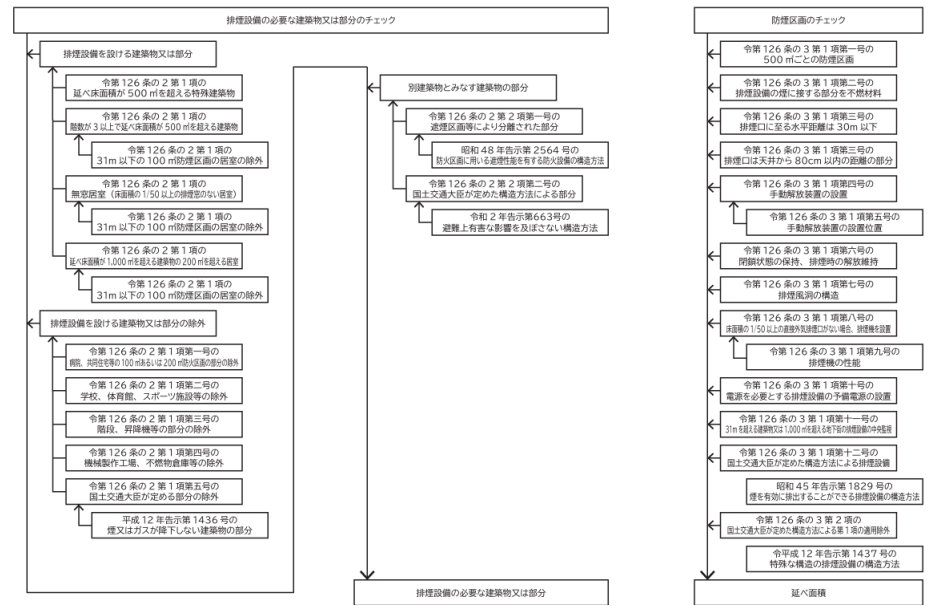
階数	排煙区画番号	防煙区画面積(m <sup>2</sup> )	割合	有効排煙面積(自然排煙)(m <sup>2</sup> )	合計(m <sup>2</sup> )	符号	必要排煙量(m <sup>3</sup> /h)	判定
3FL	1	326.24	1.00	1.33	7.33	>	6.33	OK
				1.33				
				1.33				
				0.69				
				1.32				
				1.33				
				0.95				
				1.33				
				1.33				
				1.33				
4FL	2	313.95	1.00	1.33	7.52	>	6.20	OK
				1.33				
				1.33				
				1.25				
				1.33				
				0.69				
				1.33				
				1.32				
				1.33				
				1.33				
4FL	3	327.97	1.00	1.33	7.32	>	6.36	OK
				1.33				
				1.32				
				1.33				
				1.32				
				0.95				
				1.33				
				1.33				
				1.33				
				1.33				
4FL	4	313.93	1.00	1.33	7.52	>	6.20	OK
				1.33				
				1.33				
				1.33				
				1.33				
				1.33				
				1.33				
				1.33				
				1.33				
				1.33				

各排煙区画の結果を表示

## 防煙区画の例

### CDEの主な機能

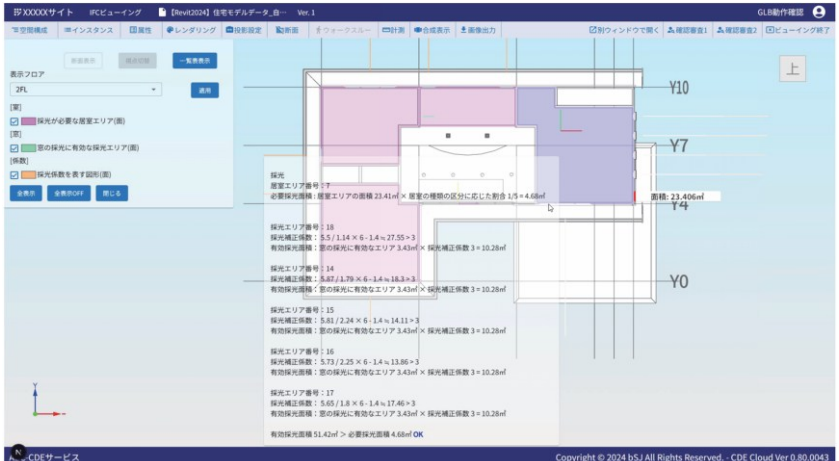
- 各防煙区画エリアの領域および面積確認機能 (建物モデルと面積区画エリアとの重ね表示等)
- 自然排煙口エリアの領域・位置および面積確認機能 (建物モデルと自然排煙口エリアとの重ね表示等)
- 排煙口距離の確認機能 (30mの円の表示)
- 防火区画エリアと排煙口の性能による法適合確認機能
- 法適合確認結果の一覧表の表示



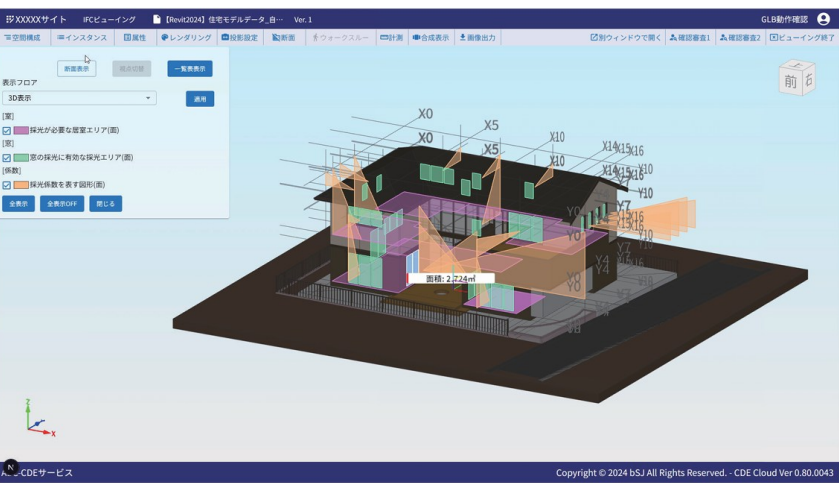
当該法令の関係性の整理

# 5. 「BIMデータ審査」のための確認申請用CDEのプロトタイプシステムの試作

- 「BIMデータ審査」における審査機能の実現性確認のためにプロトタイプシステムを試作



採光の必要なエリアの領域および面積の確認

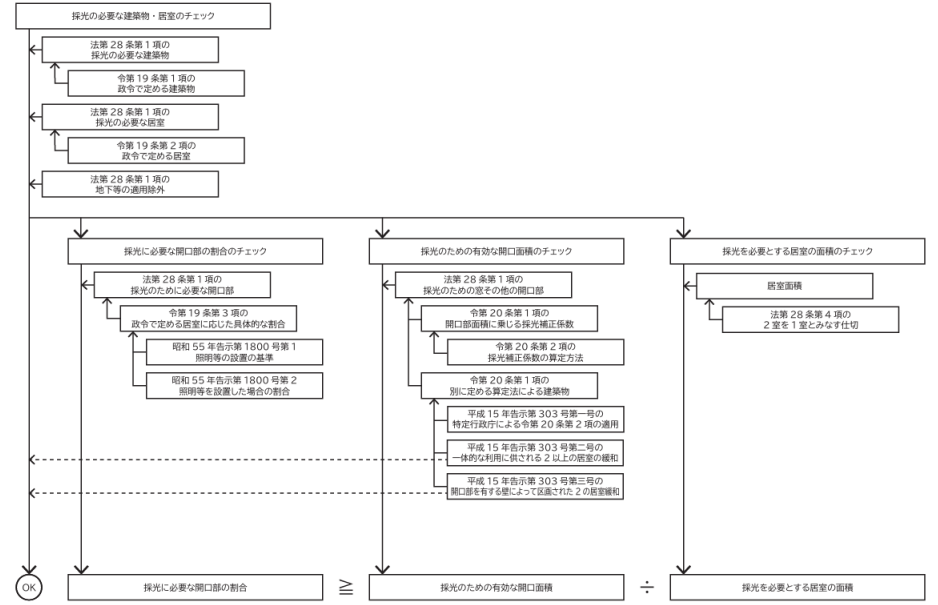


法規モデルで入力された採光補正係数を表す図形の確認

## 採光の例

■ CDEの主な機能

- 採光の必要な各居室エリアの領域および面積確認機能
- 開口部の採光に有効な領域および面積確認機能の作成
- 各採光係数を示す図形の位置・形状および採光補正係数確認機能
- 採光の必要な居室エリアと開口部の採光に有効な採光エリアと採光係数による採光適合チェック機能
- チェック結果の一覧表表示機能



当該法令の関係性の整理

# 5. 「BIMデータ審査」のための確認申請用CDEのプロトタイプシステムの試作

- 「BIMデータ審査」における審査機能の実現性確認のためにプロトタイプシステムを試作



換気の適否の判定

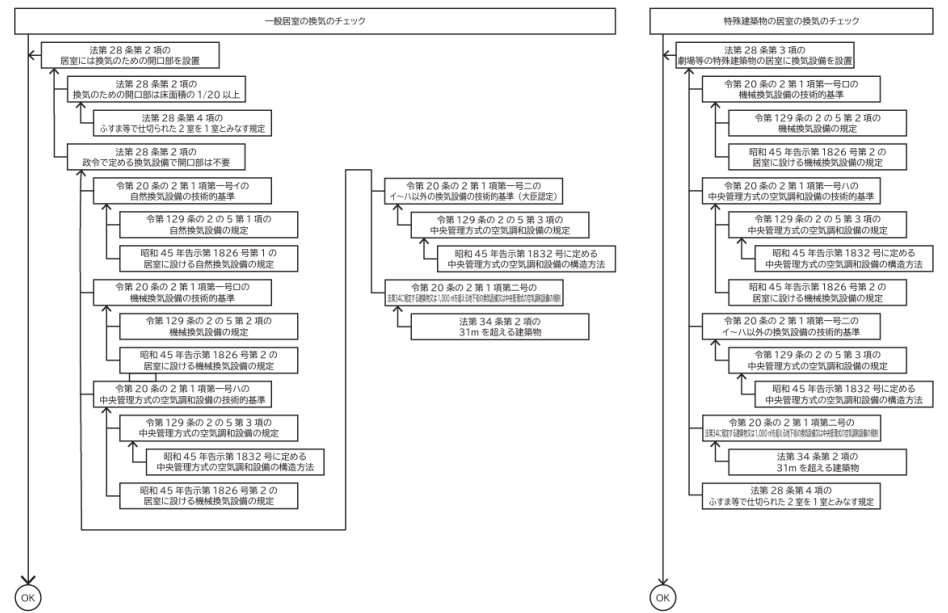
階数	換気エリア番号	換気エリア面積(m <sup>2</sup> )	換気設備の必要必要量(m <sup>3</sup> /h)	開口部	換気設備の必要必要量(m <sup>3</sup> /h)	実質居室人数(A)	1人当たりの必要必要量(m <sup>3</sup> /h)	機械換気設備	必要換気量(m <sup>3</sup> /h)	判定
2FL	1	22.56	0.58 0.65 1.36	3.23	0	10	0	30	>	OK
	2	28.07	1.36 1.74 1.05	4.36	0	10	0	30	>	OK
	3	15.06	1.33 0.65	2.33	0	10	0	30	>	OK
	4	15.06	0.58 0.58	1.33	0	10	0	30	>	OK
3FL	5	20.11	0.58	1.23	0	10	0	30	>	OK
	6	8.37	0.58 2.13 0.2	1.36	0	10	0	30	>	OK
	7	23.41	0.2 0.2	2.83	0	10	0	30	>	OK

換気の必要なエリアの判定表

## 換気の例

### ■ CDEの主な機能

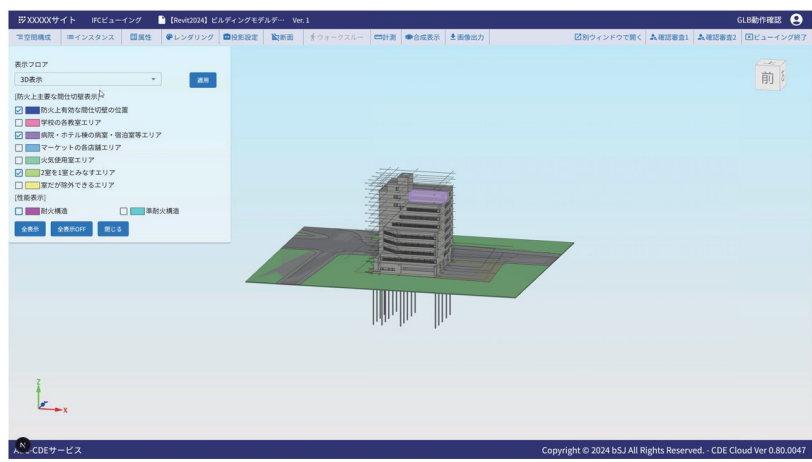
- 各換気エリア、開口部の換気に有効なエリア、火を用いる設備の法規モデルの入力機能
- 自然換気口、機械換気口の法規モデルの入力機能
- 機械換気口の法規モデルの入力機能
- 各換気エリアの領域確認機能および面積確認機能
- 各開口部の有効換気エリアの領域および面積確認機能
- 各法適合確認結果一覧表示機能



当該法令の関係性の整理

# 5. 「BIMデータ審査」のための確認申請用CDEのプロトタイプシステムの試作

- 「BIMデータ審査」における審査機能の実現性確認のためにプロトタイプシステムを試作



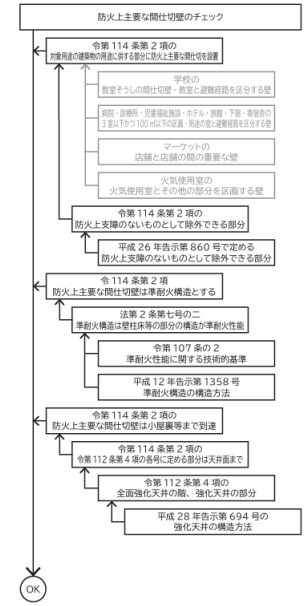
防火上主要な間仕切壁エリアの領域の表示



各防火上主要な間仕切壁の位置を表示

## 防火上主要な間仕切壁の例

- CDEの主な機能
  - 各防火上主要な間仕切壁を示す線の位置確認機能（建物モデルと面積エリアとの重ね表示等）
  - 各間仕切壁の防火性能の確認機能
  - 対象室エリア、除外するエリアおよび1室とみなす室のエリアの領域確認機能、1室とみなす室のエリアの面積確認機能



## Ⅲ. 今後の予定（案）

# 1. 今後の予定（案）

- 「BIM図面審査」「BIMデータ審査」に関連する今後の予定（現時点版）は、下表の通りである。

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
BIM 図面 審査	<p>実施ツール・支援ツール、ICBA確認申請用CDEの整備</p>	<p>BIM図面審査制度開始</p> <p>ICBA確認申請用CDEの機能の改善や充実等に係る検討</p> <p>実施ツール（ガイドライン、マニュアル、入出力基準、誓約書、図表現標準）等の見直しや充実等に係る検討（必要に応じて実施）</p>			
BIM データ 審査	<p>個別の課題についての部会単位での検討</p>	<p>制度開始時に必要な成果に対応した検討等の実施</p>			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>審査TF内で主に以下について再確認、合意               <ul style="list-style-type: none"> <li>制度開始当初に対象として想定する建築物（一般建築物、戸建住宅等）</li> <li>制度開始当初に対象とする審査項目</li> <li>制度開始時に必要な成果（ツール）</li> <li>制度開始に向けた工程</li> </ul> </li> </ul>			
					<p>BIMデータ審査制度開始（予定）</p>